

いじめ対策のポイントといじめ防止基本方針の改定

大阪市立大学名誉教授
大阪樟蔭女子大学名誉教授・元学長
鳴門教育大学特任教授

森田 洋 司

はじめに ～子どもたちのいじめの現状～

「一般化」

「仲間はずれ、無視、陰口などの暴力を伴わないいじめ」について
された経験がある・・・9割 / した経験がある・・・9割

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2013-2015

東京都の小学4年生から高校3年生約一万人に対する調査

		いじめられた経験			合計人数
		ある	なし	無回答	
いじめた 経験	ある	4391 (46.9) ↓【70.9】 →【81.4】	983 (10.5)	21 (0.2)	5395 (57.6)
	なし	1790 (19.1)	2125 (22.7)	7 (0.1)	3922 (41.9)
	無回答	14 (0.2)	7 (0.1)	22 (0.2)	43 (0.5)
合計人数		6195 (66.2)	3115 (33.3)	50 (0.5)	9360 (100.0)

東京都教職員研修センター『いじめ問題に関する
 研究報告書』2014・2

「被害」「加害」の流動化

被害・加害経験の両方ともある子ども……………46.9%
 いじめられた子ども……………7割はいじめた経験あり
 いじめた子ども……………8割はいじめられた経験あり

いじめはどの学校でもどの子供にもにも起こりうる
 しかし、全学校の約3割が「いじめゼロ」……………???

いじめの「一般化」/「加害・被害の流動化」と対応の見直し

- これまでの「いじめ」の捉え方の限界 → 定義と認知の見直し

- 特定の子どもに焦点化した指導・支援の在り方の限界

- ◎ 「治す」生徒指導から「育てる」生徒指導への展開
学習課程に内在化した生徒指導の開発と展開へ

- ◎ 何を子どもたちに伝え、何を培わせるかが大切
各学校の基本方針の柱、重点項目に据えて、年間計画へ落とし込む

- ◎ 「健康観察」も含めた「日常観察」と
「迅速な」「初動体制」による取り組みが大切

- 「個業世界」の限界 → 徹底した組織的対応へ

- ◎ 個人プレーから → 【学校組織文化の見直し】 → チームプレーへの転換

「個業世界」の限界

～問題行動の多様化・重層化・不可視化と
いじめの一般化・被害加害の流動化のなかで～

- 個々の教員の専門性や自由裁量が尊重される(個業)→個人の創意工夫が活かされ、相互尊重の文化が醸成され、個人の教育観は高まり、学級文化が育ち、他からの干渉は少なく、仕事としてはやりやすい
- 教員間の能力・資質の格差が開きやすい。相互不可侵の原則が入り込みやすく、遂行も不透明
- 自己完結型の教職観があり、同じ仕事を共有する者同士としての中身の濃い連携が成されにくく、相互依存が低くなりがちとなり、学校全体のパフォーマンス(協業)にはつながりにくい(疎結合・低構造化組織)
- 学年、分掌を越えた横断的な話し合いが行われにくい
- 「鍋ぶた構造」となりやすく、ソトに「開かれた学校」づくりに向かいにくい

(須藤稔「新たな教育課程と学業指導」第九回日本生徒指導学会関西地区研究会
基調講演資料より森田が作成)

1. いじめの認知について

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなくいじめられた児童生徒の立場に立つことが必要

なお、いじめの認知に当たっては

○現在の基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する



苦痛を与えてしまったら『いじめ』という結果責任に近い構造（心理的又は物理的な影響を与える行為によって心身の苦痛を感じれば「いじめ」）
→ いじめられた児童生徒の立場に立っていじめを積極的に認知

「いじめ法」による正確な定義の周知・徹底が大切

- ① 行為の継続性/反復性は削除
(一回限りでも「いじめ」)
- ② 被害の軽重には無関係
平成17年度までの定義は
「相手が深刻な苦痛を感じている」
「軽いー深刻」の判断は誰がするのか？

- ③ 加害側の意図/故意という動機は
定義に含まれない

いじめは「悪」「善」「無自覚」から生まれる

「悪が悪をつくる」という理解の枠組みから脱却

いじめ心は心のどこかに潜んでいる → どこにでも誰にでも起きる可能性がある所以①

- ④ 優位ー劣位は固定された関係ではなく、「影響を与え合う関係」

平成17年度までの定義では「自分より弱いものに対して一方的に」とされていた

影響力は人間関係や集団活動に不可欠な要素 → どこにでも誰にでも起こりうる所以②

いじめの本質的な要素は、「影響力」の乱用、悪用 → 子供だけに特化した現象ではない

法律上のいじめ

過去の定義や社会通念上もしくは
善管主義上の「いじめ」観念

- ・「力の差」
- ・「継続的」
- ・「意図的」
- etc.

誰もが重篤な事態
と認識するであろう
深刻な事案

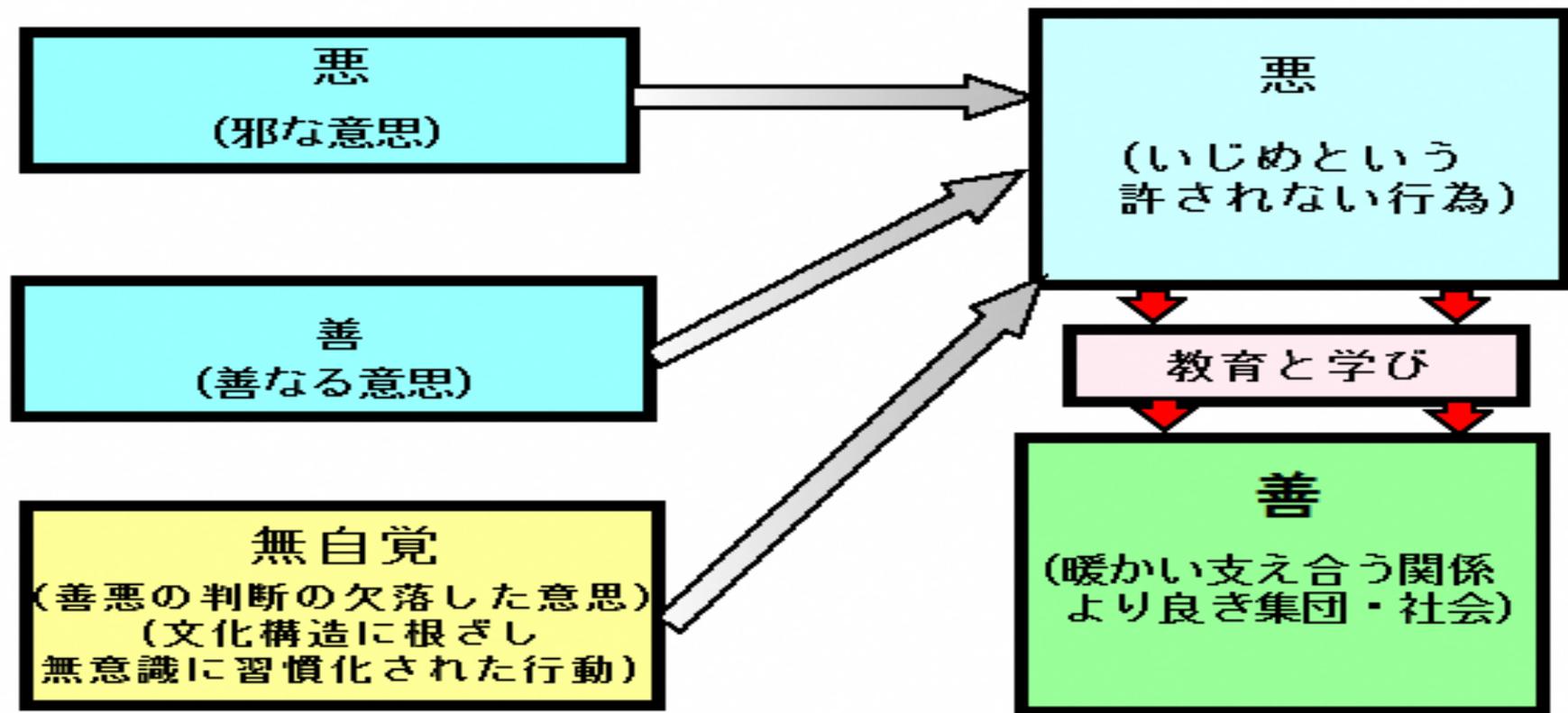
このギャップを
しっかり認識することが大切

「行為の反復や継続性」について(一回限りでも「いじめ」)

- いじめとして認知するかどうかの判断に曖昧さを持ち込む
(何回ならばいじめかという線引きがむずかしい)
- 一回限りのいじめが、深刻な被害感を与えたり、トラウマとなる
ケースを排除しない
- 一連の反復されるいじめ行為の中の1つだけが、教師や周りの
人間に認知できたケースを排除しない
- 一人の児童生徒が複数の児童生徒をいじめの対象とした場合
一人の児童生徒が一回限りの被害にあったケースを排除しない

参考資料 ③ 「加害側の意図もしくは故意性(動機)」について

いじめ心は私たちの心のどこかに潜んでいる
→「悪が悪を作る」という固定観念の転換



日常生活の中で、自らの意識や行動の「振り返り」を行うことが大切(各務原市の例)

差別や偏見に加え、外国に繋がる児童生徒(帰国・外国人・国際結婚等)、障がい児童生徒、LGBT、被災児童生徒など特に配慮の必要な児童生徒への理解と支援と見守り

とにかくまず「認知」

- 平成27年8月17日児童生徒課長通知(矢巾町事案を受けて)
文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

- 「児童生徒の問題行動等調査の留意事項」(学校まで送付済)
3 いじめの認知件数等の適切な把握について
いじめの認知に関しては・・・「自分より弱いものに対して一方的」「継続的」などの過去のいじめの定義によって判断したり、いじめの定義を限定的に解釈したりすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめを積極的に認知する
アンケートで・・・直接「いじめ」という表現が用いられていなくても、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合、いじめとして認知する

「疑わしいもの」への「気づき」と「認知」は対応のスタートライン

- ◎ いじめであるかどうかを判断することより、いじめと疑われる(=いじめの事実があると思われる)もの全てに対応 → 「広範な定義」+「全件組織的対応」
- ◎ 「全件組織的対応」の前提として、法律上のいじめに該当する全ての事案が校内の「いじめ対策組織」へ報告され、情報が組織的に共有される必要がある
- ◎ 法の制定以降、対応は、これまでの【事実を確定→対応】というパターンから【まず状況に迅速・適切に対応→事実を確定】というパターンへ変化

児童生徒や保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向き合うことを後回しにしない

◎ 蔓延する間違った認識

- × 「いじり」「からかい」はまだ「いじめ」ではない / × 「善意」「無意図」でやったことは「いじめ」ではない / × すぐに謝って相手も許したから「いじめ」ではない
- × 多額恐喝や強制猥褻はもはや「いじめ」ではない

- ◎ 軽微ないじめ・・・教職員がその場で「大丈夫」とか「よくあること」とか「それぐらいのこと」などと即断しない → 「学校の組織へ連絡」(法で義務づけ)
「過小評価せず」大袈裟に捉える → 「掘り起こし」によって件数が増える
→→→ 社会(保護者・地域・メディア・議会)の理解が必要

認知(=対処)件数の多いことは、子どもを守るために、いじめに向き合った証しであり学校・家庭・地域の感性と教育力の高まりの証でもあるとして極めて肯定的に評価

学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

「広範な定義」+「全件組織的対応」

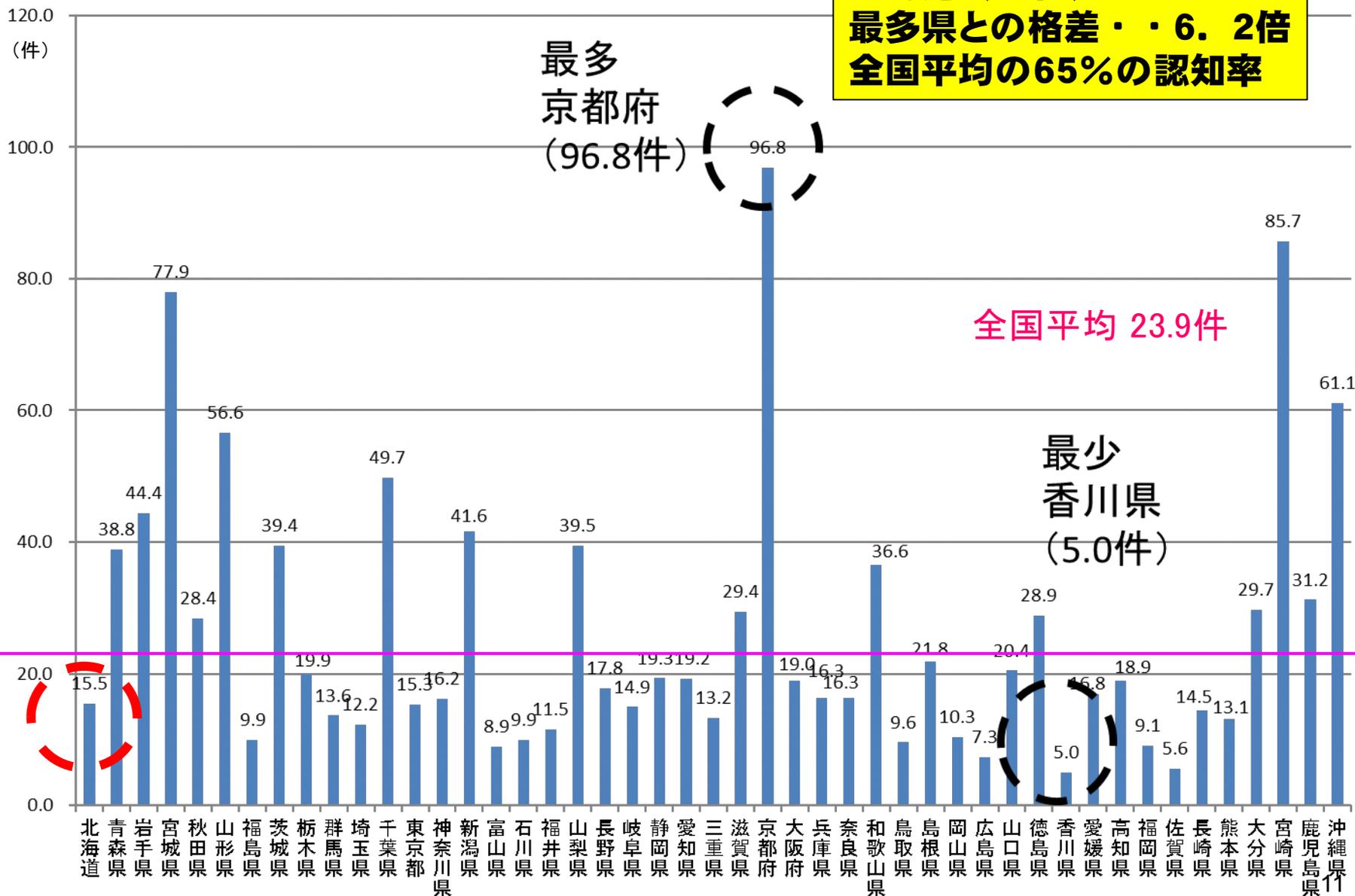
(「抱え込み」が許されないこと)の法的根拠

① 教職員は、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。

② 学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。

いじめの1,000人当たりの認知件数(平成28年度)[都道府県比較]

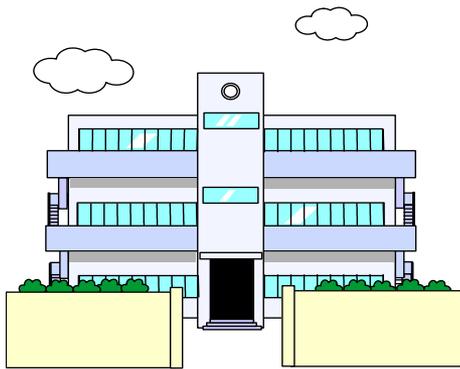
国公立小・中・高等学校



いじめあるのに「認知0」を0へ

●平成28年12月1日児童生徒課長通知(問題行動等調査結果(速報値)を受けて)

平成27年度中にいじめを認知していない学校にあっては、…対策が何ら取られることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、それらの学校においては、いじめの認知件数が零であったということを見守る児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること



「本校の今年度のいじめは0
でよろしいでしょうか？」



「え！？うちの子のいじめは
どうなったの？」



「僕があの日訴えたいじめは…」



PTA会合



児童・生徒集会

「認知件数を少なくしたい」という気持ちが生じる背景

- ・管理職や設置者からの評価
- ・地域からの批判
- ・地元メディアの報道ぶり
- ・議会の反応

等

◎ 認知(=対処)件数の多いことは、子どもを守るために、いじめに向き合った証しであり、学校・家庭・地域の感性と教育力の高まりの証でもある。

◎ 子供の命を守るためにきちんと対応した「証」として認知件数が増えたのであれば、怯えることなく正々堂々と胸を張ればよいのではないか。ただし説明を尽くすことは必要。

業務優先順位

「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」
(平成28年11月2日いじめ防止対策協議会)

現状・課題:

○教職員の日常業務は膨大であり、いじめ対策組織への報告や、参集して対応する余裕がない。



対応の方向性:

○教職員定数の改善による生徒指導専任教員の配置や、部活動休業日の設定、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担軽減を推進する。

○児童生徒からの相談や訴えに正面から向き合い、いじめの被害児童生徒を守り通すため、教職員の日常業務の優先順位において、自殺予防、いじめへの対応を最優先の事項に位置付けるよう促す。

2. 実効性ある「学校基本方針」を策定し、みんなのものとする

- ◎ 基本方針では、取り組みのビジョンや意義、目的を解説
- ◎ 年間計画では、もう一步踏み込んで年間を通した戦略ステップと防止プログラムを具体的に示すことが重要
- ◎ 計画作成は、学校の実態に即した到達目標を設定。実現可能な範囲と限界を把握。誰が、何を、どうやって行い、いつまでに、どこまで達成するかなどの到達目標へと導く具体的な教育活動や方法(指導案を含む)、役割等を明らかにすることが大切(東京都教委『いじめ総合対策【第2次】下巻』などは好例)
→学校評価等で目標を定め、定期的に点検・評価し、改善する

学校の基本方針とプログラムの策定・見直しに児童生徒、保護者、地域等が確実に関わる仕組みをつくり、一体となってPDCAサイクルをまわすとともに、きめ細かい広報活動を推進するなど、基本方針をみんなのものとなるようにする

教職員は膨大な日常業務に対応し余裕がない。しかし、子どもの訴えに向き合い守り通すため、日常業務において、自殺予防、いじめ対応を日常業務の最優先事項に位置づけることが大切。学校は、法で教職員に義務づけられているいじめ情報の組織への報告・共有の方法や共有すべき事柄等について、全ての教職員が実行可能なルールを定め、基本方針に盛り込むなど形骸化しない工夫をする

いじめ対応と「チームとしての学校」づくりと「地域学校協働活動の推進」

児童生徒・保護者・地域

いじめ防止対策推進法
国の基本方針



通報(疑わしいものを含む)義務

児童生徒・保護者・地域への説明
Web公表
策定・見直し等による巻き込み

学校いじめ
基本方針

校長
副校長

**いじめ
対策組織**

全ての教職員

スクールカウンセラー

生徒指導担当	学年主任
養護教諭	学級担任
	教科担任
	部活指導担当

みんなのものとする

スクールソーシャルワーカー

常設組織として設置
定例:毎週、臨時:随時
外部専門家の参加必須
情報集約は日常的に

警察官OB
弁護士
医師

組織の活動・達成状況の把握と改善提言

PTA・地域

- ・管理職等への働きかけ
- ・PTAとしての取組評価

いじめが隠蔽されず、いじめの実態の把握・措置が適切に行われ、早期発見・再発防止の取組等が行われるよう、いじめの発生状況、学校基本方針に基づく取り組み計画とその実施状況、並びに目標の達成状況を、学校評価の評価項目に位置づけるよう促す

◎ 学校評価について

（「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定事項）

- 学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付けることを規定



学校いじめ防止基本方針に、年間を通じたいじめの早期発見，事案対処，校内研修等の取組を位置付け，

各教育委員会等は，学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう，各学校に対して必要な指導・助言を行う。



各教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

3. 徹底した組織的対応

- ◎ 従来は、対応を個人の力量に委ねたり、研修では個人の資質能力の向上を目的としてきた。それも大切なことであるが、反面、個々の職務や個々人による対応の限界を補強する徹底した組織的対応に向けたシステムの構築と体系的・計画的な取り組みが不十分
- ◎ 児童生徒が抱える課題とその原因・背景の多様化・重複化に伴い、担任や学校だけで解決することが困難な事案が増加

各学校のいじめ対策組織について

- ◎ 学校のいじめ対策組織は、いじめの事実の有無を判断する組織であり、未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であり、かつ基本方針の見直し、校内研修等を実施する組織である
 - ◎ 児童生徒・保護者に対して、組織の存在及び活動が容易に認識される取り組みを実施するとともに、相談・通報の窓口を周知・徹底する
 - ◎ いじめ対策の立案、年間計画や指導案の策定、見直し等を学級担任を含めた全ての教員が経験できるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を工夫・改善する
- ◎ 今回の改定では……

教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記

法第23条第1項（前出「参考資料④」）の規定では、学校の教職員がいじめと思われる事実を発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

まだまだ、多くの悲惨な事案で、教職員の抱え込みが見られる。

- 熱心であればあるほど「落とし穴」にはまる
(「自分が解決しなければ…」 「迷惑はかけられない…」 「相談するのではなく、相談される立場」 「他の業務が忙しそう…」 etc.)
- 「組織」をつくることが法で決まっているのは、抱え込みを防ぐため。



抱え込みを防ぐためにはどうするか？

4. いじめの「解消率」の考え方

平成27年度「問題行動等調査」における「**解消率**」

- ① 「解消しているもの」(88.7%)
- ② 「一定の解消が図られたが、継続支援中」(9.2%)
- ③ 「解消に向けて取組中」(1.9%)

文科省の基本方針の改定では「解消」の目安として

- ① いじめに関わる行為の止んでいる期間が、少なくとも三か月続いていること
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること(本人及び保護者に確認)

※ いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない

※ 要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、教職員は、「解消の状態」に至っても、日常的に注意深く観察する必要がある

期間の区切りは……あくまでも「モニタリング」の区切りの目安の期間

対応の基本目標である「解消」には「**救済**」と「**回復**」がある

「**救済**」とは、被害者の危機的状況を解消し、いじめの局面から守り、救済

「**回復**」とは、「救済」後の見守りと再被害化の防止、被害者の心の傷の回復、加害者の行動変容、関係性の修復、学校・学級の安全・安心の回復等

指導計画は、**個々の状況の「回復」過程**を視野に入れて作成することが大切

5. 重大事態への対応

【重大事態とは】 いじめ防止対策推進法第28条第1項

- ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
（※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。）

- 「疑い」があった場合、すぐに学校から教育委員会に報告すること
- いじめ法では、「重大事態」が発生したときは、地方公共団体の長に報告し、調査組織を設けて調査を行うことが義務付けられている
- しかし、「重大事態」が発生したにもかかわらず、これらの措置が講じられなかったことが発覚し、大きな問題となるケースが散見される
- それらのほとんどは、「重大事態」の意義を正しく理解していなかったことが原因

重大事態を把握する端緒

○重大事態の取扱いについて、文科省のガイドラインでは、以下の事項を徹底

- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・ 被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

○重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例を示している

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ・ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。 など

※これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

いじめ法でいう【重大な被害が生じた「疑いがある」】の意味

いじめの行為と自殺や不登校等との間に因果関係が存在することが疑われれば、因果関係の存在が明白でなくとも、要件が満たされる。

例えば、いじめを受けていたことは学校としても把握しているが、自殺(不登校)の原因は別のところにあり、いじめが原因とは考えていないときでも、重大事態として取り扱わなければならない

また、そもそもいじめの発生が疑いにすぎなくとも、いじめの発生が疑われ、かつ、いじめにより自殺や不登校等に至ったと疑われるときは、要件が満たされる。

さらに、国の基本方針においては、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とされている。

【地方公共団体の長等による再調査】

○これまで、重大事態の調査後における、地方公共団体の長等による再調査については、調査を行う必要があると考えられる場合が示されていなかったため、メルクマールを示す

【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- ① 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ② 事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合であっても、地方公共団体等による再調査ではなく、既に実施した調査の調査組織において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

調査方針、調査結果の説明・公表／個人情報保護

【被害者・保護者に対する調査方針の説明等】

- 調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保

【説明事項】

- ①調査の目的・目標、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、④調査事項・調査対象、⑤調査方法、⑥調査結果の提供

※特に、⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく（個人情報については、個人情報保護条例等により、提供できない場合があることなど）。

【調査結果の説明・公表／個人情報保護】

- 調査結果の報告に際しての注意点を明記

- ・ 公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。
- ・ 被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、地方公共団体の長に対する報告に添えることができること。
- ・ 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。
- ・ 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

6. 相談しやすい雰囲気と体制の構築に向けて

子ども・家庭・地域との信頼関係の構築、相談手段・機会の多様化と組み合わせ、相談・通報体制の周知・広報等々の基本事項に加え、近年、浮上してきた課題の一つが

「いじめ相談ミスマッチ問題」 → **SNSを活用した相談体制の構築へ**

- ① 媒体のミスマッチ ② 相談員のミスマッチ ③ 転送のミスマッチ

【行政説明 Pp.38～40（「SNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方」中間報告）を参照のこと】

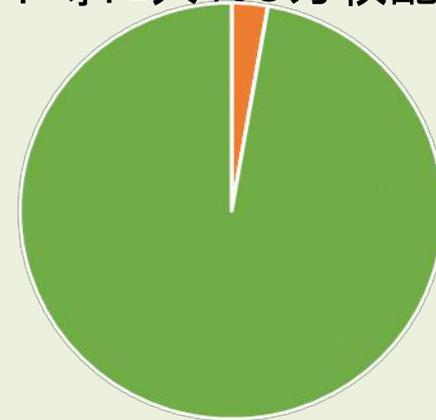
若者の相談ニーズの実証結果

①電話相談、②面談、③LINE相談 の案内を同じカード等に入れ5万枚配布（札幌市男女共同参画センターによる「ガールズ相談」）

電話相談 24件

面談相談 0件

LINE相談 846件



■ 電話相談 ■ 面談相談 ■ LINE相談

SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究

30年度概算要求額：95百万円
(新規)

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- これまでも、平成28年度より、24時間子供SOSダイヤル(音声通話による相談)について通話料を無料化するなど体制の整備に努めており、その結果、平成28年度中の24時間子供SOSダイヤル相談件数も約4万件と前年度と比較して約2倍に増加。
- 一方、スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっており、音声通話のみならず、SNSを活用した相談体制の構築を行うことが強く求められている。

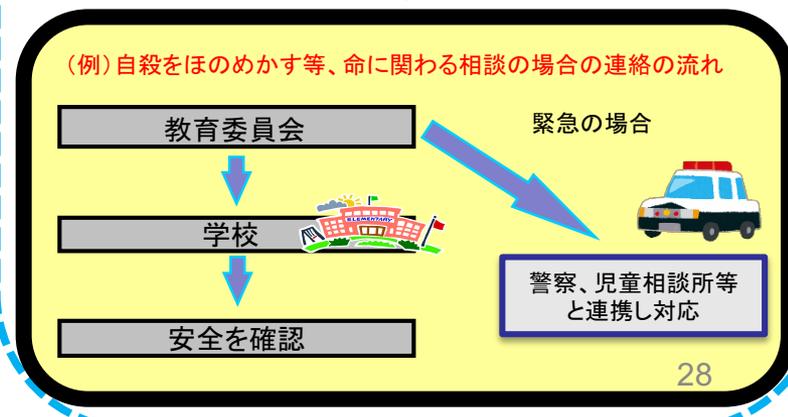
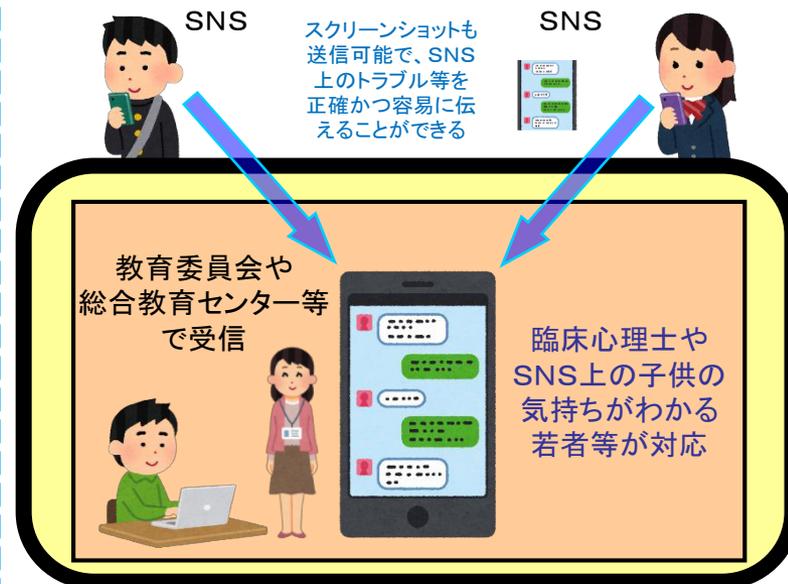
(参考)平成27年[平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間
(平成28年8月総務省情報通信政策研究所調査)
10代：携帯通話2.8分、固定通話0.0分、
ソーシャルメディア利用57.8分、メール利用17.0分

<事業概要>

- 実施主体：地方公共団体
- 実施箇所数：10箇所
- 活用ツール：児童生徒への普及の実現可能性や児童生徒の活用のしやすさ、相談受付後の対応のしやすさ等を勘案し、地方公共団体が地域の実情に応じてSNSやアプリ等を選定。
- 相談対象者：原則、児童生徒
- 相談受付時間：児童生徒が相談しやすい平日午後5時～午後10時程度や、長期休業明け前や日曜日など地方公共団体が設定。
- 相談員の体制：相談業務に関する知識・経験を有する者に加えて、学生など若年層のコミュニケーション事情に精通した者を組み合わせた相談体制の整備が考えられる。

(「SNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(中間報告)(案)」
SNSを活用したいじめ等に関する相談体制の構築に係るワーキンググループより)

【イメージ】SNSを活用した相談



SNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(中間報告) ①

1 背景

- ✓ 近年、若年層の多くがSNSをコミュニケーション手段として活用
- ✓ SNS上のいじめ等の問題への対応が課題として浮上

⇒ いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談について、SNSを活用する利点・課題等を検討するため、有識者から構成される「SNSを活用したいじめ等に関する相談体制の構築に係るWG」を平成29年7月に設置。8月28日に中間報告を公表。

※SNS=ソーシャル・ネットワーキング・サービス

2 中間報告の概要

(1) 基本的考え方

- 報告書は、来年度、国が試行的に行うモデル事業の実施上の留意点を示すもの。
- 全国展開については、モデル事業の結果を検証し、技法の改善を図った上で検討。

(2) 相談体制の在り方

- 相談の対象者について、SNSを用いた相談技法等が十分に確立されていない現時点においては児童生徒のみを対象とし、保護者については一方向の通報等の仕組みを利用する場合のみ対象とすることが考えられる。
- 相談受付時間については、例えば、児童生徒が相談しやすい平日午後5時から午後10時、また、気持ちが落ち込みやすい長期休業明け前や日曜日などが考えられる。また、受付時間を限定する場合は、時間外には応答できないことや、緊急時は24時間子供SOSダイヤル等を用いてほしいことを、自動応答機能等により伝える。
- 音声通話による状況確認が必要な時は、相談者の了解を得て、音声通話や面接による相談につなげる。
- 相談員の体制については、相談業務に関する知識・経験を有する者に加え、学生など若年層によるコミュニケーション事情に精通した者を組み合わせることが効果的と考えられる。
- 相談内容等のプライバシーが確実に守られることを示すとともに、生命に関わる等の緊急時には、学校や関係機関に情報共有する旨を利用案内等において分かりやすく示す。

SNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(中間報告) ②

(3) 緊急時等の具体的な対応要領

- 相談者が自殺をほのめかす等の緊急時には、相手の了解を得た上でできるだけ早く音声通話による相談へ切り替えを図るとともに、可能な限り相談者の氏名や所在地を聞き出し、必要に応じて学校や警察等の関係機関にも通報する。
- 時間外に相談が来た場合は、応答できない旨を自動応答機能や利用案内等で分かりやすく示す。
- 同時に複数の相談が来た場合は、すぐに対応できない場合があることや、相談員が対応できない状況で、かつ、緊急の相談の場合には24時間子供SOSダイヤル等を用いてほしいことを、自動応答機能や利用案内等で分かりやすく示す。
- 相談を受け付けるSNSのIDやアプリのダウンロード方法については、当該地方公共団体にある学校を対象として周知することが考えられるが、他の地方公共団体に在籍校がある児童生徒から相談があった場合は、緊急時を除き、24時間子供SOSダイヤル等を紹介することが考えられる。

(4) 相談システム

- 相談システムに用いるSNSやアプリ等の選定に当たっては、児童生徒への普及の度合い又は普及の実現可能性や、児童生徒の活用のしやすさ、相談受付後の対応のしやすさ等を勘案すべきである。
- SNSを活用した双方向による相談の仕組みではなく、アプリ等を活用した一方向の通報等の仕組みも考えられる。その場合は、即時の返信ができないことや、緊急時は24時間子供SOSダイヤル等を用いてほしいことを分かりやすく示す。

(5) 民間団体等との連携・協力

- SNSを活用した相談に係る知見・技術を有する民間団体との連携や、システムの設計・構築を含めできる限り事業者の協力が得られることが望ましい。

(6) その他の留意点

- 情報管理を厳格に行い、児童生徒の氏名や相談内容の漏えい防止等を徹底する必要。
- SNSの機能を活用した、いじめ防止等に関する情報発信も効果的。
- 保護者の方針等により、スマートフォン等を持たない児童生徒も多くいることから、24時間子供SOSダイヤルの周知を強化するなど、適切な配慮を行うことが望ましい。
- 関係各者から成る協議の枠組みの設置等を検討。

参考文献

- 国立教育政策研究所『生徒指導支援資料シリーズ「いじめを理解する」等』
『生徒指導リーフシリーズ「いじめの理解」「絆づくり」と居場所づくり」
「いじめの認知件数」「学校いじめ防止基本方針」「学校の組織で行ういじめの認知の手順」等』
- 文部科学大臣決定『いじめ防止等のための基本的な方針』（改定版） 2019
- 文部科学省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』 2019
- 文部科学省『いじめの問題に対する取り組み事例集』 2014年11月
- 文部科学省『SNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（中間報告）』 2019
- 森田洋司『いじめとは何か——学校の問題・社会の問題』中公新書 2010
- 須藤稔「新たな教育課程と学業指導」第九回日本生徒指導学会関西地区研究会基調講演資料 2016年
- 東京都教育委員会『いじめ総合対策【第2次】』上・下巻 2017年2月
- 東京都教職員研究センター『いじめ問題に関する研究報告書』 2014年2月